第5号様式(第7条関係)

会議録	
会議の名称	清須市緑の基本計画 第3回策定委員会
開催日時	平成22年12月17日(金) 午後2時00分から
開催場所	清須市役所本庁舎 3階 小会議室
議題	 1 開会 2 市長あいさつ
	3 委員長あいさつ4 議事
	(1) 緑の基本計画 主要施策等について
	(2) パブリックコメントの実施について
	5 閉会
会議資料	会議次第
 	資料1 基本方針
	資料 2 主要施策
	資料3 市民・事業者・行政の役割
	資料4 緑化重点エリア
	資料 5 パブリック・コメント
	清須市緑の基本計画 (案)
	清須市緑の基本計画(案)概要版
公開・非公開の別	公開
(非公開の場合はその理由)	
傍聴人の数	0名
(公開した場合)	
出席委員	建部委員、河邑委員、山ノ内委員、辻委員、小川(禎)委員、
	小川(興)委員、星野委員、近藤委員、
	高木課長補佐 (小林委員代理)、浅井課長補佐 (水野委員代理)
欠席委員	なし
出席者(市)	加藤市長
事務局	(建設部都市計画課)
	荒木部長、佐藤課長、石田課長補佐、前田係長
	(策定業務受託者)
	太栄コンサルタンツ株式会社 尾上、藤根

1 開会

●佐藤課長

皆様、こんにちは。

本日は、ご多忙のところ第3回清須市緑の基本計画策定委員会にご出席いただき、ありがとうございます。わたくし本日の司会を努めさせていただきます都市計画課長の佐藤です。よろしくお願いします。

開会に先立ちまして、委員の皆様の出席状況について、ご報告させていただきます。

本日は、委員の皆様全員出席ですので、本委員会は、清須市緑の基本計画策定委員会設置要綱第6 条第2項の規定により、過半数以上のご出席をいただいておりますので、会議は成立していることを ご報告いたします。

また、本日は 愛知県公園緑地課長の小林委員がご欠席のため課長補佐の高木様に、愛知県尾張建 設事務所都市施設整備課長の水野委員がご欠席のため、課長補佐の浅井様にそれぞれ代理としてご出 席いただいております。

さて、先回同様、清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱では、附属機関等の会議及び会議録は、清須市情報公開条例の規定に基づき非公開という扱いをしているものを除き、原則公開することとなっています。本日の委員会については、非公開の対象となる個人情報などもなく、非公開とする事項の審議はございません。従いまして、本委員会及び会議録は公開とさせていただきますのでよろしくお願いします。なお、本日は、傍聴者についてはお見えになりませんのでご報告いたします。

それでは、ただ今より第3回緑の基本計画策定委員会を開会いたします。開会にあたりまして、 加藤市長からご挨拶申し上げます。

2 市長あいさつ

●加藤市長

本日は年末のお忙しい中、「第3回緑の基本計画策定委員会」にご出席いただき、ありがとうございます。皆様方には平素はそれぞれの立場で市政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

特に今年は清須越から400年、東海豪雨から10年、そして市が合併して5年という節目の年にあたります。そのなかでも清須越四百年につきましてはさまざまなイベントを実施してきましたが、特に10月の時代絵巻行列においては400年前の清須のにぎやかさを取り戻そうと企画したわけですが、当日は約13万人の方がお出でいただきまして、清須の歴史や文化に触れていただき、清須を全国にアピールできたと思っております。こうした事業を一過性で終わらせてはいけないということで、実は先般臨時議会を開いていただき、新年からNHKの新しい大河ドラマでお江が放映されますので、それに連動して清洲城広場に大河ドラマ館を設置しまして、市外から観光に来ていただき、それを地域の活性化につなげて行こうということになりました。3月の中旬から約半年間で行っていく予定ですが、また、詳細が決まりましたら広報等でお知らせしますが、ぜひ皆様方にもPRの役割を担っていただきたいという思いでございます。

さて、策定委員会もすでに3回目を迎えましたが、この間、委員の皆様からは大変多くの貴重な ご意見を賜りました。あらためてお礼申し上げます。

本日は、皆様方からのご意見を踏まえ、本計画の根幹とも言える主要施策等について取りまとめをいたしましたので、ご説明させていただきます。

今回の「主要施策」では、特に市の資源である庄内川、新川及び五条川の自然環境、清洲城・美 濃街道などの歴史遺産の活用、あるいは市民協働での緑化を考慮し、市の身の丈にあった計画を意 識し考えを取りまとめさせていただきました。

本日は、大変盛り沢山の内容となっていますが、最後までご審議賜りますようお願い申し上げます。

●佐藤課長

続きまして、本日ご配布させていただいております資料についてご確認させていたただきます。 まずは本日の次第、資料1基本方針、資料2主要施策、資料3市民・事業者・行政の役割、資料4 緑化重点エリア、資料5パブリックコメントになります。あわせて、資料1から資料4を含めた緑の基本計画(案)の冊子及び概要版になります。以上が、本日配布の資料でございます。委員の皆様、資料はよろしかったでしょうか。

それでは、早速ですが、審議に入らせていただきますが、ここから先の議事進行につきましては、 河邑委員長にお願いいたします。

3 委員長あいさつ

●河邑委員長

委員長の河邑です。

あらためまして、本日は大変お忙しい中、本委員会にご出席いただきましてありがとうございま した。

本日の議事が円滑に進行しますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

早速ですが、審議に入らせていただきます。本日は議題が2つございます。よろしくお願いします。

はじめに、1つ目の議題であります「緑の基本計画 主要施策等について」ですが、中身が大きく3つございます。次第に沿って順に事務局より説明いただき、審議を進めてまいります。

最初に、「緑の基本計画 主要施策」について事務局より説明をお願いしたいと思いますが、内容が多いため、基本方針の4つの体系ごとに区切って主要施策を説明していただき、審議を進めてまいります。はじめに、1つ目の基本方針であります「時をつなぐ緑を守る」での主要施策について事務局より説明をお願いします。

4 議事

【清須市緑の基本計画 主要施策等について】

●石田課長補佐

都市計画課 課長補佐の石田でございます。本日は、お忙しい中策定委員会にご出席いただき、 有難うございました。

早速ですが、議題1の「清須市緑の基本計画 主要施策等」についてご説明させていただきます。 はじめに資料1基本方針をご覧ください。先回の策定委員会にて、基本理念、基本方針及び主要 施策の柱建てなど、計画の骨子についてご審議いただきました。基本方針では防災、生物多様性を より強調してはどうか、また緑化重点エリアについては、市の資源である河川を加える必要がある のではないかなどのご意見を賜り、一部修正させていただきました。委員の皆様には、先回の策定 委員会後、修正した資料をご配布させていただきました。その後、一部表現方法を修正させていた だいた部分もありますが、最終的に資料1基本方針とさせていただきました。

本日は、資料1基本方針を前提に、主要施策の内容をはじめにご審議賜りたいと思います。主要施策については、計画を実現させるための具体な施策であるため、計画の中でも一番の根幹となる部分でございます。中身も多いことから、本日は、4つの基本方針ごとに主要施策をご説明し、ご

審議を賜りたいと思います。今回の主要施策は、清須市らしさとして、市の資源である河川や歴史 遺産の活用、市民協働での緑化の推進を考慮すること、そして全体として市の身の丈にあった計画 を意識し、考えを取りまとめさせていただきました。

それでは、基本方針の1つ目であります「時をつなぐ緑を守る」での主要施策についてご説明申 し上げます。

お手元の資料については、資料2主要施策になりますが、本日はプロジェクターにてご説明させていただきます。

皆様、前方のスクリーンをご覧ください。説明については、緑の基本計画策定業務を委託しています太栄コンサルタンツよりご説明いたします。

●策定業務受託者 尾上

それでは、只今から説明させていただきます

本日も、前方のスクリーンでご説明させていただきますが、内容につきましては、既に皆様のお 手元にお渡ししてあります資料2を要約したものとなっておりますので、よろしくお願いいたしま す。

まず、一つ目の基本方針「時をつなぐ緑を守る」での主要施策は4つあります。

施策1が「歴史遺産の緑地の保全」、施策2が「自然環境の保全」、施策3が「樹木・樹林地の保護」、そして施策4が「農地の保全」です。

まず、施策1の「歴史遺産の緑地の保全」については、市内に存在する歴史遺産を、「緑」の視点から、市民が歴史を感じ、歴史に親しむ場としての保全整備が必要であるという観点から、3つの施策を提案します。

一つは「清洲城一帯の緑の保全、拡充」ということで、既存施設の保全はもちろんですが、清洲 城文化広場へのアクセス道路や駐車場などでの緑化を検討していきます。

貝殻山貝塚は現在は保全に重点を置いた整備がされていますが、未整備部分への拡大も含めて、 市民が集うという観点からの整備を県に働きかけて行きたいと考えています。

美濃街道の景観整備については、自動車の交通量が多いことから、スポット的にポケットパークを設置したり、各家庭で道路に面する部分の意匠整備などを考えていただき、街道としての雰囲気を残していく取組みを進めて行きたいと考えていますが、これには市民の皆さんの協力といいますか、むしろ、主体となっていただかないと進められないと思いますので、そのような環境づくりを進めて行きます。

次に、施策2の「自然環境の保全」につきましては、市内を流れる3河川の自然環境を緑の観点から保全し、将来にわたって良好に維持していくという観点で、3つの施策を提案します。

まず、「水辺の自然を保全します」、ということですが、これまでの河川整備においては護岸のコンクリートブロック化や桜並木の伐採など、機能優先で進められてきましたが、昨年度実施しました市民意向調査でも河川に関しては自然環境の保全が求められています。今後の河川整備においては市民ワークショップを開催するなどして、自然の保全に配慮した多自然型の河川整備を目指します。

次に、「流域間の交流を促進」ということについては、本市では現在、庄内川上流域である市町 との民間交流が行われており、河川の環境保全についての理解を深めています。また、みずとぴぁ 庄内(清須市庄内川水防センター)においても流域市町による催しや活動が展開され、河川環境の 保全などに向けた取組みが行われています。

こうした流域間の交流を更に促進するため、流域間で取組む活動などを積極的に支援して、将来に向けて河川環境を保全します。

3点目の「多様な生物が暮らせる環境づくり」につきましては、庄内川、新川及び五条川は、都市部にある清須の中で、貴重な自然が残っていて、水辺には多くの野鳥が見られるようになりましたが、これからも河川敷にある自然や樹林地、農地などをつなげるような緑の保全、創出の取組みを進め、生息地間をつなぐ生態系回廊として緑と水の回廊づくりを目指します。

施策3は「樹木・樹林地の保護」です。市内に点在する貴重な樹木・樹林地を保護する仕組みや制度を検討し、将来に向けて保存していかなければならないという観点から3つの施策を考えました。

まず、「樹木・樹林地を指定して保護」の内容ですが、市内の社寺林や屋敷林などを調査し、保護する樹木・樹林地を指定して、銘板の設置やリストを作成して情報を発信します。調査には樹木に詳しい市民や、専門業者にも加わっていただきます。それと共にまちづくりと連携した啓発事業を展開して、身近にある樹木・樹林地について理解を深め、保護する機運を高めます。

次に「樹木・樹林地を保護する仕組みづくり」については、樹木・樹林地の恩恵は個人のみならず、地域におよぶことを考慮して、樹木・樹林地の所有者に対する負担を軽減するための支援として、自治会やボランティアなど、地域で維持管理する仕組みづくりを検討します。また、開発などによる樹木・樹林地の消失を防ぐため、樹林地を借地して保護することや、樹林を移植する用地を確保して新しい樹林地を創出することなどを検討します。

3番目に「樹木・樹林地に親しむ機会を創出」として、市民が樹木・樹林地に関心を持ち、親しむきっかけづくりを進めるため、樹木・樹林地をテーマにした環境学習活動などに取組みます。

施策4は「農地の保全」です。農地が減少する傾向にある中、農地として継承されない要因を把握し、その解決に向けた支援や新たな作物の導入など、地域と一体となった耕地利用率向上の取組みなどが求められます。

まず、「今ある農地を守る」という施策では、市街化区域内の生産緑地を保全すると共に、農業者の要望を把握し、必要な場合には追加指定を検討します。さらに、農業従事者の高齢化が進む中、後継者不足などによる農地の減少を抑制していくため、買取りの申出がされた場合、農地として継承されない要因を把握し、その解決に向けた支援を行うと共に、買取りを検討します。

次に、「農地が持つ緑の景観を保全」として、市街化調整区域に残された一団の農地が、清須市にとって貴重な緑地であり、農地を含む屋敷林の風景など、その景観は市街地に安らぎを与える要素となっておりますので、これら農地が持つ緑の景観について市民といっしょに考える機会を設定し、保全にむけて取組んでいきます。

3番目の「農業文化を継承」ということについては、市街化調整区域に残された一団の農地の多くは農用地に指定されていますが、生産緑地と同様、農業従事者の高齢化により維持管理の行き届かない農地が増加する傾向にあります。今後、このような農地については所有者からの申出により市が借り受けて営農継続希望者へ貸付ける制度の検討や農業体験の場として活用を検討します。更に、市民農園を促進するための環境整備を進め、農業に携わる市民を増やし、農業における関心を高めます。

また、地域の特性を考慮して、農業の持つ文化的側面を市民に啓発するなど、農業文化の継承を図ります。

以上が「時をつなぐ緑を守る」という基本方針の主要施策です。

●河邑委員長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。 私から質問ですが、施策3の2番目に「樹木・樹林地を保護する仕組みづくりを検討します」、 とありますが、具体的にはどのようなことを考えているのでしょうか。

●石田課長補佐

樹林地は個人の所有といいながらもまちの緑として貢献しています。しかしながら個人での維持 管理は大変です。このため、地域でまちの緑を守って行く、あるいは維持管理していくという考え 方で仕組みづくりをし、樹林地を守っていこうということです。

●河邑委員長

個人の所有している樹林地をみんなで維持管理していこうという考え方ですね。ボランティアグループなどで。

●石田課長補佐

ボランティアグループも考えられますし、地域の自治会などのコミュニティなどの活用も考えられます。

●近藤委員

樹林地の規模などを早急に決めないといけないのではないですか。私の近所では $300\sim400$ m^2 程度の所を樹林地にしていましたが、宅地評価の100%課税がかかり、維持できなくて駐車場に転換しています。そのような箇所がどんどん出てくると思います。

●石田課長補佐

この施策の最初のところでも述べておりますが、市内の社寺林や屋敷林などを調査して、どのような樹林地を指定していくかということがまず重要なポイントになると思います。

●河邑委員長

木を切ったり、剪定するなどの労働も維持管理していく上で必要なことですが、税制面からの支援も必要ではないかと思うのですが、例えば保存すべき樹林地として指定された場合などはそのようなことは法制上出来るのでしょうか。

●荒木部長

その点につきましてはいろいろな問題があると考えられますので、よく研究して行きたいと思います。

●近藤委員

研究があまり長くなると最終的になくなってしまうということもありますので、早めにやっていただきたいと思います。

●石田課長補佐

主要施策の方向性に基づき各担当課でどのように進めていくかをよく検討し、早期に実施できるよう取組んでいきたいと考えています。

●山之内委員

4番目の農地の保全ということについて具体的に書いてありますが、これは国がやるべきことではないでしょうか。例えば「農地として継承されない要因を把握する」、これは農地を保全するために国がやることだと思います。又、農地の貸付制度についても国、県単位でこういうことを考えて農地を保全するという形であれば出来るかもしれないが、一つの市だけでは難しいのではないでしょうか。

●石田課長補佐

それぞれ所管する機関があるので、市でやらなければならない部分は市でやっていく、そうでないところは国とか県に働きかけながら取組んでいきたいと考えています。

●河邑委員長

公園緑地とは少し違いますが、県のほうで農地についての施策などで新しい動きはありますか。 補助体系とかについても何かあればお願いします。

●高木課長補佐(県公園緑地課)

担当が違いますので、しっかりとは把握していませんが、生産緑地については税金を安くする施 策の一つなので、営農を続ける方は生産緑地としてみえる方が多いということです。その方が営農 できなくなったときに市に買い取りを請求できるという手続きがありますが、市でもなかなか買い 取ることが出来ないので生産緑地が解除されるケースもあります。出来るだけ農業を続けたい人が 継続できるような社会にする必要もあると思います。

県の補助のメニューとしては「あいち森と緑づくり事業」という事業があり、市街地の中で農地を売るという人があれば用地費の1/3が補助として出るので、こういう制度を活用して農地を買い上げ、緑を保全していくということは考えられます。

●石田課長補佐

生産緑地を買い取るということは難しいのですが、もう一つの手段として斡旋がありますので、 そういうことは積極的に取組んでいかなければいけないと考えています。

●近藤委員

生産緑地の追加指定ということは出来るのですか。それから、生産緑地で後継者がいない場合、

市民農園として募集するというようなことは計画としてありますか。

●佐藤課長

まさに、緑の基本計画を策定する中でそのような方向を見つけて行こうと思っているところです。生産緑地の追加指定につきましても現在検討しているところで、制度的には出来ないことではありません。今のところは考えていませんが、今後状況が変わってきたとき、又、具体的な施策を検討する中で追加の検討ができるときが来ると考えています。

●石田課長補佐

市民農園については、市民の皆さんに農業に親しんでもらうことも必要なので、継続できなくなった農地は市民農園として活用を考えていきたいと思い、施策にも書かせていただいております。

●近藤委員

私は講師として農業塾にかかわっていますが、市民の皆さんはなかなか熱心で、卒業せずに留年 したいという方が多い状況です。市街地の身近なところに農地があれば、そのような方に継続して いただき、緑が守れてよいと感じています。

●河邑委員長

大変貴重なご意見だと思いますので、参考にしていただき、取組んでいただきたいと思います。 それではよろしいでしょうか。他にご意見・ご質問もないようですので、次に移らせていただき ます。

続きまして、2つ目の基本方針であります「活気あふれる緑を創る」での主要施策について事務 局より説明をお願いします。

●策定業務受託者 尾上

それではご説明します。

2つ目の基本方針は「活気あふれる緑を創る」で、主要施策はスクリーンにありますとおり、6 つあります。

まず、施策5の「水辺空間の整備」については、水辺空間をこれからも大切に保全すると共に、 活気あるまちづくりを進めるため市民協働により、より良い水辺空間のあり方を考え、整備してい くことが必要であるという観点から、 3河川について方針を立てました。

まず、庄内川につきましては、「自然を活かした庄内川の緑地整備を目指します」ということで、都市計画決定されている庄内緑地、名西橋緑地及び庄内川西枇杷島緑地の都市緑地など、未整備部分の整備を市、河川管理者である国、庄内川の利活用を検討している「清須かわまちづくり協議会」と共に整備内容を検討しながら、市民ニーズにあった整備を目指します。

次に新川につきましては、「自然と触れ合える新川の水辺空間を目指します」という内容で、人工河川で五条川や庄内川に比べ緑地が少ない新川において、現在も行われているボランティアによる緑化活動を支援して、花があふれる水辺空間の創出に努めます。また、この環境を更に広げるため、新川の散策路の延伸整備を進め、あわせて、水辺に近い散策路を活用して、水辺で暮らす生物

の説明看板を設置するなど、自然と気軽に触れ合える水辺空間を目指します。3番目に、五条川につきましては「自然に配慮した五条川の河川整備を目指します」として、都市計画決定されている五条川春日緑地の未整備部分の整備を進めます。また、五条川は国のふるさとの川モデル事業に指定され、平成3年度には五条川ふるさとの川整備計画が策定されました。今後もこの計画に基づき、河川改修により伐採された桜並木の再生、水辺の散策路、自然に配慮した護岸の整備を目指します。

施策 6 は「公園緑地の整備」です。まず、「公園緑地の計画的な整備・拡充」ということについては、現在都市計画決定されている公園緑地と土地区画整理事業で予定されている公園を整備すると、本市における整備水準は現在の 3.9 ㎡/人から 8.6 ㎡/人まで引上げることができます。従って、基本的にはこれらの公園緑地を確実に整備することを目標とし、既存の公園緑地についても周辺の用地買収や借地を通じて、整備・拡充を検討することとします。総合公園についても要望の声はありますが、新設を研究するという表現とさせていただきます。

次に、「防災機能を有する身近な公園緑地の整備・充実」については、主要な公園内に防災倉庫や防火水槽などの災害対応施設を併設し、災害時の避難地となる機能を高めます。また、一部の公園には豪雨時における雨水の一時的な貯留機能の整備・充実を検討します。

3番目に、「地域のニーズを反映した公園の再整備」については、本市の街区公園や児童遊園の中には古い時期に整備された施設もあり、市民の皆さんのニーズに応えていない状況もありますので、このような状況を解消するために、市民とのワークショップなどを開催し、それぞれの公園に求められる機能を把握した上で、地域のニーズに応える公園の再整備を進めます。殊に、モデル事業として緑化の推進につながることが期待される公園の芝生化を地域住民と共に整備を進めます。また、環境学習や生物多様性の機運を高めるため、公園緑地でのビオトープの整備を検討します。

施策7の「公園緑地の適正な維持管理」では、地域の特性やニーズなどに配慮した仕組みづくりや遊具の改善方策について今後検討が必要であるという観点に立って、まず、「地域による公園緑地の維持管理を促進」しますということで、本市の新川地区では都市公園の大半を自治会など地域で維持管理を行っていただいていまして、地域が維持管理を行うことで、地域の実情にあった効果的な維持管理ができ、地域の連帯感の高まりや、公園に対する愛着がより深まることが期待できます。また、地域活動として維持管理を行うことで公園の利活用が一層進むものと考えらます。このように、身近な公園の質の向上に向けて、公園緑地の適正な維持管理の仕組みづくりを検討し、地域による公園緑地の維持管理を促進します。

次に、「公園施設の適正な維持管理と計画的な施設の改善」として、遊具などの公園施設は、常日頃からの点検や補修を通じて安全な状態に保つ必要があり、公園施設を少しでも長く安全な状態に保つため、施設の長寿命化計画を策定し、計画に合わせた施設の改善を進めます。

3つ目は「緑の再利用の推進」ですが、公園緑地や街路樹の維持管理で生じる落ち葉、剪定枝、 除草後の草などの大半は、ごみとして焼却処分されていますが、環境意識の高まりや循環型社会に 貢献するため、ごみを出さないような工夫が求められています。このため、落ち葉、剪定枝、草な どは、焼却処分するのではなく堆肥などへの有効利用を進めていきます。

なお、緑の再利用については公園緑地や街路樹だけではなく、民有地の樹木等の維持管理においても同様の工夫が必要であり、例えば、「緑ごみ収集日」を設定して定期的に収集するなど、有効利用を進める方策を検討します。

施策8は「公共施設の緑化」ですが、公共施設の緑化率を上げることは本市の緑化を推進する上

でも大きな課題です。

まず、「緑化推進の先導役」ということについて、一般の施設の緑化を促すためには、まず、行 政側が模範を示す必要があるのではないかという考えから、このような方針を立てることとしまし た。

今後市役所などの公共施設内での花植えを活発化し、花に囲まれた施設づくりを進めます。また、施設の改修・修繕などの機会を捉え、更なる緑地の確保による緑化率の向上を図ると共に太陽光などのクリーンエネルギーの導入やニガウリ、ヘチマなどによる緑のカーテンなどを推進し、地球環境にやさしい施設づくりを目指します。

次に「学校など公共空地の緑化」としては、単に緑の量を増やすだけの緑化ではなく、教育に緑を役立てる視点で緑化を進めていくことが必要であるとの考えから、校舎周辺のスペースを活用して花壇を設置し、四季折々の花を育てることで花への愛着を高めたり、ビオトープを設置して自然観察の場をつくることで生物多様性の機運を高めていきます。更に、保育園などの園庭などを芝生化して、裸足で遊べる環境づくりなどに取組みます。

施策9の「駅周辺の緑化」については、鉄道駅は市のイメージを印象づける施設であり、様々な 工夫を凝らして、潤いと安らぎのある駅周辺の緑化に向けて整備することが求められます。

まず、「個性に応じた駅及び駅周辺の緑化」について、駅前広場のある鉄道駅及び駅周辺では、 駅前広場やアクセス道路の植樹帯など、公共空間での緑化を進めます。駅前広場のない鉄道駅及び 駅周辺では、駅周辺住民、商店街などの協力のもと、駅につながる沿道家屋などの玄関先・窓辺で の鉢植え植栽や、壁面の緑化や意匠の工夫などによる環境整備を働きかけます。

駅周辺に存在する公共施設では、率先して緑化に取組むものとし、あわせて、駅周辺の緑化を誘導するため、緑化指導の強化を図ります。

次の施策は「市民参加による維持管理」としました。駅前広場の植栽や街路樹などの手入れを常に行い、良好な状態を保つことが重要です。良好な状態を保つには、こまめな維持管理が求められるため、行政だけで行うことは困難です。駅周辺の市民の皆さんの協力のもと、市民との協働で維持管理を行う仕組みをつくっていきます。

ワークショップでも参加された市民の皆さんより積極的な意見もいただきましたが、市民が主体 となり、維持管理を行う仕組みづくりを目指し、市の顔にふさわしい駅前の景観形成に努めます。

施策10は「遊休農地の活用」です。遊休農地は田園の景観を損なうことも懸念されますので、 自然体験や環境学習の場として市民が活用し、あわせて緑資源として再生することが必要です。そ のための施策として、まず、「遊休農地を活用した農業体験」です。遊休農地は、これまで十分な 実態把握が出来ていないので、実態調査を進め、活用できる遊休農地を把握します。その上で地域 の実情を考慮し、市民農園などとして活用できる遊休農地は、市が借用するなどして、農業体験で きる施設として開放します。

次に、「遊休農地を活用した景観形成」として、遊休農地は適切な管理をすることにより、良好な景観を創出することが期待されるので、市民農園などとしての活用が困難な遊休農地については、市民と行政が協働して花畑をつくるなど、良好な景観が形成できるよう工夫します。

基本方針「活気あふれる緑を創る」についての主要施策は以上の6項目です。

●河邑委員長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

●小川(禎)委員

公共施設の緑化の内容についてお尋ねします。先日資料をいただき、読ませていただきました。 それで120頁の内容について、西枇杷島小学校にクロガネモチがあり、合併前には町の天然記念 物に指定されていますが、市内にはこのような樹がどれくらいあるのでしょうか。また、西枇杷島 町時代は管理費用として若干の補助が出ていましたが清須市になってからは出ていないというこ とをお聞きしました。今回緑の基本計画を策定するにあたり、どのような方針を立てられるのでしょうか。

●石田課長補佐

クロガネモチにつきましては市の指定文化財、記念物に指定されていまして、もともとは1915年、大正4年に小学校が出来たときにはすでにあって、樹齢は不明ですが、子供たちの成長を見守ってきたという意味合いで貴重なものです。樹木や樹林地につきましては、先ほどもございましたが、今後良く調査をし、支援制度についても検討していかなければならないと考えています。

●小川(禎)委員

ありがとうございました。関心のある人がこの施策を眺めた場合、多分思うだろうなという質問 を代弁させていただきました。

●高木課長補佐(県公園緑地課)

他の市町村では保存樹という制度がありまして、個人で持ってみえる立派な木などを指定して年間千円とかいう程度ですが管理費用の一部を助成し、保存してもらうという活動をしてみえる市町村も結構ございます。

●山之内委員

話が少し前に戻りますが、先ほど銘板をつけるというような話が出ていましたが、よそでは公園などで植樹をしたときなどに、銘板に誰がいつどんなときに植樹をしたというようなことが記入されているというような事例があります。そのようなことをするとこの木は誰が寄贈したというようなことが分かっていいのではないかと思いました。

●石田課長補佐

ご指摘いただきましたとおり、市のまちづくりに貢献していただくわけですから銘板に寄贈者を 入れることも検討していかなければならないと思います。

●小川(興)委員

市内には銘板をつけてあるようなところはあるのでしょうか。

●山之内委員

清洲公園の中には銘板をかけてあるものが一部ありますよ。

●小川(興)委員

緑の基本計画では今ある樹木を保全するということが一つの施策でもあるので、木が多くあるようなところで銘板をつけ分かりやすくするとか、植樹して銘板をつけるというようなことが木に親しむ機会を増やすことにつながるのではないでしょうか。

●佐藤課長

少し前の項目でお話させていただきましたように、リスト化ということにつきましては旧町時代にそれぞれの町が緑の基本計画を持っておりましたので、それに基づきましてそれぞれの町で進められた樹名板がかけられておるところもございます。それも合わせましてリスト化をしながら今後の方向を考えていきたいと思っております。

●石田課長補佐

個々の樹木については所々銘板があるのですが、まとまったものというお話については、場所がないということもあり、ないという状況です。例えば、庄内川の河川敷にはまだ自然生えの森があり、いい木もありますので、そのようなところで銘板を付けたり、子供たちに来ていただいて木に親しみを感じていただくとかいうことは考えていけるのではないかと思っています。

●小川(興)委員

私などは木について何も知らないので、銘板などをつけていただけると木の事が分かっていいかなと感じました。

●近藤委員

関連ですが、公園の木に銘板をつけると人が良く集まる場所なので効果的だと思います。さしあたり、公園を第一歩としてやってみて徐々に広げて行くといいと思います。

●小川(禎)委員

市の木である花水木についての記載が少ないと思います。区画整理事業でも花水木という町名をつけ、市の木として増やして行こうと取組んでいるので、どこかに花水木という表現を盛り込んではどうかと思います。

●石田課長補佐

市の花や木については普及していく必要がありますので、計画に反映していきたいと思います。 話は変わりますが、この計画に関連する動きにつきましてお話させていただきたいと思います。117 頁の2番目に「水辺空間の整備」がありますが、そこに新川の散策路の延伸整備という記述があり ます。今年度新川小橋から名古屋市境までの約1km程度の整備を予定しております。それから3 番目の五条川の河川整備については五条川春日緑地の整備を進めております。118 頁では防災機能 を有する公園緑地ということで、貯留池の設置などを行っています。すでに助七公園や大通公園で設置していますし、公園ではありませんが枇杷島駅前の地下にも10,000 t の貯留施設をつくつております。それから公園の芝生化についても来年度一つ予定しているところがあります。モデル的にやってみて状況を見てみたいということです。今日は愛知県の方がみえていますので少し宣伝させていただきますと「あいちの森と緑づくり事業」ということで、補助率100%という大変すばらしい事業がありますが、この補助メニューを活用させていただいて公園の芝生化に取組んで行きたいと考えています。それから119頁では、旧新川町地区では、以前から自治会のほうに都市公園の維持管理をお願いしている状況です。現在26公園、11自治会の皆様方に維持管理をお願いしておりまして、地元で管理することによって地域にあった効率的な維持管理が図れるということで、こういうような維持管理の仕組みを今後も考えていきたいと思っております。あと、120頁で緑化推進の先導役ということで、本庁舎にて緑のカーテンということでヘチマなどを植えておりますが、このような取組みを続けて行かなければならないと思っております。それから市では、太陽光の活用に向けた補助制度を行っていますが、こうした制度も今後も進めていく必要があると思っています。以上、計画に関連する状況等についてご説明させていただきました。

●河邑委員長

どうもありがとうございました。それでは次に移らせていただきます。

3つ目の基本方針であります「まちをつなぐ緑を創る」での主要施策について事務局より説明を お願いします。

●策定業務受託者 尾上

それではご説明します。

3つ目の基本方針は「まちをつなぐ緑を創る」で、主要施策は4つです。

施策11は「水辺の散策路の整備」です。

庄内川、新川及び五条川は、本市の自然環境の骨格を形成するものであり、水辺環境の維持・向上を図るだけではなく、必要に応じ、水と触れ合える親水空間の創出など、河川ならではの魅力や景観などの特性を活かした整備が求められます。

主要施策としては4項目立てましたが、最初の3項目は庄内川、新川及び五条川の散策路整備を 行うということをいっています。

庄内川については自然環境あふれる散策路整備として、現在整備されているルートのほかに、みずとぴぁ庄内から豊公橋に至る水辺側の散策路整備を河川管理者に働きかけていきます。

新川については水と緑にあふれ、風を感じる散策路整備として、現在も活用されていますが、この散策路を延伸し、より良い散策路として整備していきます。

五条川については、市の花である桜や歴史の香りただよう散策路としての整備を、今後も積極的 に進めます。

4番目の「散策路の利用を促進する取組み」については、散策路での清掃や緑化を推進するため、ボランティアによる活動を支援すると共に、活動の輪を広げます。また、散策路の利用を促進するため、散策路を活用したウオーキング大会などイベントの開催や環境学習活動にも積極的に取組みます。更に、清洲城の周辺施設やみずとぴぁ庄内と市内主要駅を発着点としたレンタサイクルを検

討するなど、散策路をより利用しやすくするための環境を整えます。

次に施策12の「歴史のネットワークの整備」について、市では、「水辺の散策路」をルート選定し、 案内板をJR枇杷島駅、清洲城周辺などに設置して史跡めぐりが出来る工夫をしていますが、今後、 この散策路も含めて市民に親しまれる歴史のネットワークを整備していく必要があります。

まず、歴史遺産をつなぐルートの整備として、水辺の散策路として設定されているルート、美濃街道の周辺、美濃街道から延びる路地(かんしょ)などを利用して市内の主だった歴史遺産に気軽に立ち寄れるルートを選定し、散策路として整備を進めます。更に、歴史遺産に立ち寄るための環境整備として、レンタサイクルなどを検討します。

次に、地域ごとに、歴史遺産を結ぶルートの整備を目指します

市内には清洲城などの他にも新川地区の一里塚跡や西枇杷島地区の問屋記念館など数多くの歴 史遺産が各地域に分布しておりますので、これら各地域にある歴史遺産を地域ごとにまとめた歴史 散策ルートを選定し、ルート沿道の景観整備や案内標識の設置などを進め、市民が歴史に親しむ環 境を整えます。

次に、美濃街道沿道の緑化を進め、地域間の交流を促進するために、美濃街道沿道で空地や空家となっている家屋にポケットパークや植樹スペースとしての利用を検討すると共に、沿道家屋にフラワーポットを設置するなど緑化を進め、市民協働で歴史・文化が香る道づくりを進めます。あわせて、沿道でのイベントの開催やガイドボランティアによる観光ガイドなどを通じて、市内外の交流を促進します。

施策13はコミュニティ道路等の整備です。道路には緑の観点からもさまざまな工夫が求められますが、まず、「緑あふれる道づくり」として、道路の歩道部、中央分離帯などの緑化推進に努めます。新たに整備を行う道路については、地域の特性に応じた適切な樹種を中心とした緑化を推進すると共に、既存の道路や市の玄関口となる駅前広場では、植栽スペースや道路の一角を利用した緑化修景を推進します。

次に、「人にやさしい道づくり」として、住宅地でのコミュニティ道路の整備を進めます。また、 車両のスピード抑制施設の設置、道路に接する住宅の塀を倒壊しにくい生垣にする等の工夫をして、交通災害の防止、自然災害時の避難路の確保に努めます。

続いて、「災害に強い道づくり」として、都市計画道路など幹線道路は、多様な樹木の連続植栽により、快適な歩行空間を確保すると共に広域的な避難路としての役割を担うことから、災害時に有効な防火性の高い樹木の植栽帯を設置することで、延焼遮断帯としての機能を有する緑化を推進します。

また、幹線道路から避難所となる市街地の公園・学校・福祉施設などを結ぶような道路については、災害が起きた際に円滑に避難ができるよう誘導標識などを設置し、避難経路としての機能を充実します。

施策14は街路樹の適正な維持管理です。街路樹が果たす役割や機能を十分発揮させるには、日頃からの育成管理と共に適切な維持管理が重要であるという観点から、まず、「街路樹の適正な維持管理」に取組みます

街路樹としての役割や機能を保持するため、適切な維持管理に市民との協働で取組み、更に、それ を地域ぐるみによる緑の維持管理に発展する活動となるよう取組んでいきます。

次に「計画的な街路樹の更新」ということについて、

広葉樹や落葉樹を植栽する場所に応じて選択し、季節感を演出するなど質の確保や延焼を抑制する 効果が高い樹種の選定など、景観や防災などの視点から将来を見据えた、計画的な街路樹の更新を 図ります。

以上が「まちをつなぐ緑を創る」という基本方針に基づく主要施策です。

●河邑委員長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

私のほうから質問させていただきますが、コミュニティ道路等の整備について、町をつなぐ緑を 創るという中で、歴史空間をつなぐ散策路というのがありますが、歴史空間に近い方は良いのです が、歴史空間から離れた町の中の方々は、高齢化してくると町の中を散歩する機会が多くなると思 うのですが、そういう方が安心して散歩できるような道を創るという考え方も記述の中に入ってい ると考えてよいですか。

●石田課長補佐

そうですね、人にやさしい道づくりのところにもありますが、水辺の散策路や歴史の散策路から離れたところでは、例えば、名古屋市なんかでは車が走りにくくして歩行者優先とするコミュニティ道路をよく見ますが、市内でも工夫をして歩行者に優しい道づくりを進めて行かなければならないと考えています。

●建部委員

計画については何年度からはじめるとか、具体的なことは決まっていないのですか。

●石田課長補佐

主要施策の中には実際行っているもの、すでに決まって実施していくもの、これから決めて進めていくものなどいろいろありますが、今の道路の話しについてはこれから実施に向けてのスケジュールや財源等を考え、進めていくものになります。

●建部委員

美濃街道などはイベントなどを行うと市外からも人がみえますが、車の通行量が多く、道も狭いので危険な状況です。こういうところは優先的に進めるべきではないですか。

●河邑委員長

その点についてはどのように考えますか。

●石田課長補佐

美濃街道については生活道路に使ってみえると共に交通量も多いので、これをコミュニティ道路 のようにするかどうかはよく議論していかなければならないと思います。美濃街道の話については 後の重点エリアにも出てきますが、美濃街道をコミュニティ道路とするには通過交通を他に持って いかなければならないと考えます。一方、美濃街道から一歩中に入った路地(かんしょ)は雰囲気 のよい道もあるので、そういったところでは緑化などにより歴史を感じる道づくりを進められるのではないかなと思っています。

●河邑委員長

ありがとうございました。それでは次に進めたいと思いますが、ここで10分程度休憩を取らせていただきます。

(10分間休憩)

●河邑委員長

それでは会議を再開します。

4つ目の基本方針であります「緑を育てる人を創る」での主要施策について事務局より説明をお願いします。

●策定業務受託者 尾上

それではご説明いたします。4つ目の基本方針「緑を育てる人を創る」では、7つの主要施策を 考えました。

施策15は「緑の学習活動・啓発事業」の推進です。

緑の保全・育成にはさまざまな活動が必要ですが、まず、「緑に関する人材の育成」として、緑に関心と理解を持ち、緑のまちづくりに参加する人材を増やすために環境学習、体験学習を通じた啓発活動や人材育成を進めていくことが重要です。このため、公園緑地の維持管理や緑の知識習得に関する講座など、市民ニーズにあった多様な講座を開催して、緑に関する人材を育成します。更に、講座などを通じて知識を習得した市民が講師を務め、市民に知識を伝えるなどして、緑に関する人材育成の輪を広げます。

次に、「子どもたちへの緑の環境学習活動の推進」ということについて、次代を担う子どもたちのために、生物の生息環境に配慮した緑の創出を積極的に行います。そのため、学校内に生物の生息場所となるビオトープの整備の検討、水生生物などを観察するための水槽の設置など、生物を観察するための環境整備に取組みます。また、ビオトープ、河川敷、農地などを活用して、子どもたちへの緑の環境学習活動を充実します。

施策16は「市民協働による緑化の推進」としました。市民協働による緑化は、まちの美観・景観の向上をはじめ、市民のまちづくり意識の向上、まちのイメージアップなどにつながることから、積極的に支援する必要があります。

まず、「アダプトの輪を広げる」ということについて、市のアダプト参加グループは着実に増加 していますが、更なる制度の発展や定着に向けた取組みを進めるため、市の広報やホームページな どを活用してアダプトの普及啓発を進め、活動場所への看板設置など様々な形で情報を発信しま す。

次に、「アダプト参加者の交流推進」として、市では市民協働による緑化を推進する柱としてアダプト制度を導入し、市の花の啓発事業や環境美化活動を推進しています。2回の合併を行った本市においては、アダプトなど市民協働による緑のまちづくりを通じて、市民の融和と地域の一体感

を高め、地域の活性化につなげていくことが必要です。そのため、アダプト参加者による交流会や 勉強会をはじめ、アダプトで育てた花や緑のコンクールを行うなどしてアダプトの活動の活性化と 機運を高めます。

続いて、「ボランティアによる緑化活動の推進」という施策について、市では河川敷を中心にボランティアによる花の植付けや維持管理が行われています。これらの取組みは、まちの美観、景観などを向上させるだけではなく、市民生活に潤いを与えるなど、いろいろな効果があります。このような活動を一層推進するため支援を図ります。

施策17は「植栽活動の推進」です。草花や樹木を通じて地域への愛着が高まるよう、地域住民が植栽活動にかかわる機会を増やして、素晴らしい緑を次世代に引継ぐことが必要であるという観点から、まず、「植栽活動ができる場の情報提供」に努めるということで、公共空間のみならず企業敷地なども含め、市民が気軽に花や樹木を植えることができる場の情報提供に努め、緑化を推進するきっかけづくりを進めます。

次に、「緑のまちづくりに参加する機会を提供する」ということで、市民や企業による植樹イベントなど、緑のまちづくりに参加する機会を提供して、まち全体で緑化を推進する機運を高めます。 更に、「花や木に接する機会を増やす取組み」として、小中学校などに花の苗などを配布すると共に、記念樹など校庭内での植樹を促進し、子どもたちの花や木に接する機会を増やし、緑に対する意識を高めます。

そして、源流・上流域の自然環境の保全が市内に流れる河川の環境保全につながりますので、源流・上流域での市民参加による植樹活動や環境学習活動が行われる場合には、積極的に参加し、流域間の交流を更に高めます。

施策18は「民間活力を利用した緑化の推進」です。

事業者の多い清須市では、事業者が「緑」に果たす役割も大きいという観点から、まず、「事業者の緑化支援」として、事業者に対してCSR活動の一環として、市域全体に対する緑化活動への積極的な参加を呼びかけ、事業者と連携、協働した緑化活動に取組みます。また、現在でも事業者から樹木や花の寄贈・寄付があったり、宅地開発等に関する指導要綱などで緑化が行われていますが、今後は、緑化に必要な機具や労力を含め、民間活力を活用した維持管理も働きかけます。

次に「壁面緑化、屋上緑化などの奨励」として、事業者に対しては、市民の一員であるという認識に立ち、周辺住宅地など居住環境への影響や景観の阻害要素となっている事業所や工場の緑化を奨励します。駅前商店街ではプランター・壁面緑化・ベランダ、屋上での緑化を奨励し、魅力ある商業空間づくりを推進します。また、住宅密集地など地上部の緑地スペースの確保が難しい地域においても壁面緑化、屋上緑化などを奨励します。更に、環境意識の高まりや循環型社会に貢献するため、敷地内の落ち葉や除草などで発生した草は、堆肥などへの有効利用を奨励します。

次に「接道緑化の推進」については、道路と民有地の接道部は、歩行者の目につきやすく、緑化することで景観や環境が大きく向上します。また、緑が連続することで災害時の避難路の確保と延焼の防止の役割などを果たします。このため、接道緑化を増やすための手法の研究、検討を進めると共に、接道緑化の効果について、理解が深まるよう情報提供や啓発を行います。

施策19は「緑化指導の推進」です。良好な環境を保全するためには緑化指導を徹底し、緑化を推進すると共に、指導基準を明確にして緑化の普及に向けて理解、協力を求める必要があるという観点から、まず、「開発などに伴い緑化指導を推進します」としました。

市ではこれまで、市の制度である「清須市宅地開発等に関する指導要綱」により開発や建替えなどの機会を捉えて緑化指導を行ってきましたが、今後もこの制度を継続し、緑化の推進にむけて適正な緑化指導を推進します。また、指導基準を広報や市ホームページなどに掲載し、制度についての理解と協力を求めます。

次に、「地区計画などにより土地利用の誘導」に努めますとしました。良好な環境や景観を育成または保全していくためには、ルールなどを定めた誘導策の導入が必要です。清須市は土地区画整理事業により整備された市街地が市街化区域面積の約35%を占めていますが、このような市街地では良好な住環境を維持する手法として「地区計画」が有効です。現在、本市内では5地区に地区計画が指定され、地域の特性に応じた土地利用の誘導を図っています。今後も地区計画の指定などを検討し、適正な土地利用の誘導に努めます。

施策20は「緑化活動への支援」です。市では、市民の緑化活動を支えるため、花の苗の提供などの支援を行っていますが、活動をより活発に継続的に進めていくには、支援における仕組みづくりが求められます。

まず、「緑化活動の促進に向けた情報提供の充実」ということについて、スペースの提供や、民間ボランティアなどの活動を広く情報発信し、活動のすそ野を拡大していきます。

次に「緑化活動を推進するための支援強化」として、アダプトをはじめボランティア活動を育成 し、活性化していくために、これらの活動において必要な資材をはじめ、人的・技術的支援など、 活動における支援を強化します。

次に、「国・県などとの連携・協力による緑化活動支援」についてですが、あいち森と緑づくり 事業による補助制度など、財政的支援の活用をはじめ、公共スペースにおける管理者との連携など、 国・県などの関係機関との連携・協力を強化し、緑化活動を支援します。

続いて「緑化活動に携わる環境整備」については、永続的に緑のまちづくりを推進するためには、子どもからお年寄りまで広く緑に対する関心を高め、緑化知識を深めながら積極的に緑化活動が展開される土壌を形成することが重要です。このため、学校、公民館などにおいて、緑についての様々な知識や各種緑化技術、環境教育などをテーマにした講習会などを開催し、誰もが緑に触れるきっかけづくりを進めます。あわせて、ボランティア活動に携わる人を育成するための講習会などの開催を通じて、活動を担う人づくりを進めます。

最後となりますが、施策21は「緑の情報発信と共有」です。市民や企業による緑化活動への参加は、近年高まっていますが、まだ十分とはいえない状況であり、更に工夫を凝らし、継続的に情報提供を行っていく必要があるという観点から、まず、「緑化活動の輪を広める情報の提供」では、花や緑の育て方など緑の知識やアダプトへの参加をはじめ緑のイベントに関する情報など、これら緑に関する情報が全市民に広がり、伝わることで更なる活動につながるような情報を提供します。

次に、「緑への関心をより高める情報の提供」では、市民の緑への関心を高めるため、市民に分かりやすく、ニーズに合った情報を広報、市ホームページ、情報誌、リーフレットなどで提供します。

最後に「緑の魅力についての情報の提供」では、本市の緑豊かな自然環境を保護・継承していく ためには、緑の魅力を広く市民に知ってもらう必要があると考え、市民グループ、職場、学校など が参加する花壇コンクールや緑の保全のためのイベントの開催など、緑に触れる機会を通じて、緑 の魅力について情報を提供します。 以上で主要施策についてのご説明を終わります。

●河邑委員長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

●小川(興)委員

市内で建売住宅などが建設されていますが、開発に伴い緑化をするような規定等はありますか。

●石田課長補佐

緑化については建築基準法以外の話になります。都市計画法29条の開発行為では緑化の基準があるのですが、それ以外に清須市では開発の指導要綱があり、強制力は伴わないのですが、例えば敷地面積が500m²以上の共同住宅や店舗などについて、一定の緑化基準を設けて指導しています。ほとんど協力していただいております。

●山之内委員

企業にいろいろお願いされると思うのですが、どういう形でどのような緑化ということを考えて いますか。

●石田課長補佐

企業には開発の指導要綱などに基づき指導させていただいています。もっと大きな工場になりますと工場立地法などの規制法もあり、その中に緑化の義務が規定されています。企業には緑化も期待することの一つですが、まちづくりへの参画ということで、緑化活動やイベントなどを企業に企画していただき、市が協力して市民の皆さんが参加するような取組みを進めていただきたいとも思っています。それから、企業から寄付などをいただいておりますが、維持管理まで踏み込んでやっていただくような取組みも進めていけないかなと思っています。

●山之内委員

強制的にというわけではありませんが、工場の屋根が陸屋根になっていればそこを芝生化するとか、名古屋市なんかでは取組みもあるようですが、そのような取組みも必要ではないかと思います。

●石田課長補佐

その件につきましては、後ほど市民・事業者・行政の役割という項目がありまして、その項目の 中でもっと具体的な話が出てきますので、改めてご説明させていただきます。

●小川(禎)委員

130 頁の学校関係のことについてですけれども、花壇などについては実際に行われてよいのですが、記念樹については、学校内での植樹については現在ではスペースがあまりないと思います。この件については学校関係者に事情を聞いてみることが必要だと思います。私の経験では、記念樹の苗を卒業生に渡し、家庭に植えていただくことで緑を増やす取組みをしました。それから、北名古

屋市の西春中学校では校舎の屋上に砂を使わずに芝を張る取組みをしているということを聞きました。参考になると思うので紹介させていただきました。

●石田課長補佐

公共施設の緑化ということを施策として掲げているわけですが、市内の公共施設の緑化率が概して低いという現状もあり、緑化を進めたいと考えています。主要施策につきましては庁内調整会議の意見も聞いて作成しているところではありますが、学校内の植樹については再度確認したうえで記述方法等を考えさせていただきます。

●河邑委員長

よろしいでしょうか。他にご意見・ご質問もないようですので、主要施策につきましてはただい ま皆様方からご発言賜りました内容を踏まえ、進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、「緑の基本計画 市民・事業者・行政の役割」について事務局より説明をお願いし ます。

●石田課長補佐

それでは、「緑の基本計画 市民・事業者・行政の役割」について、ご説明させていただきます。 お手元の資料は、資料3市民・事業者・行政の役割になります。

緑の基本計画を実現するためには、市民・事業者・行政の役割に基づき、連携しながら、取組んでいく必要があります。

それぞれの役割に対する考え方と共に、計画の実現に向けて、市民・事業者・行政が果たす役割を明確にし、責任をもって取組んでいくことが大切です。このため、緑の基本計画では、市民・事業者・行政の役割について定めさせていただきました。

早速ですが、詳細についてご説明させていただきます。

はじめに市民の皆さんの役割です。市民の皆さんは緑に対する理解を深め、緑の保全や緑化の必要性を認識し、緑のまちづくりへの積極的な参加が求められます。そのため計画実現化に向けた市民の皆さんの役割として3つの事項を定めさせていただきました。1つ目は自分の敷地内の庭や建物の壁、ベランダ、屋上などの緑化と適正な維持管理に取組みます。中でも敷地周囲の生垣やプランターの設置など、道路沿道部の緑化に主体的に取組みます。

2つ目は緑の保全・緑化活動、清掃活動に参加するなど、緑のまちづくりに対する意識の向上を 図ります。

3つ目は緑に関するイベントやアダプトなどのボランティア活動に積極的に参加していただき、 緑化に対する機運を高め市全体の緑化向上のため協力していただくことを市民の皆さんの役割と してあげさせていただきました。

次に事業者の皆さんの役割です。事業者の皆さんは事業者の敷地が市の緑地において大きな要素となっていることを認識し、敷地内の緑化と維持管理に努める必要があります。併せて地域社会の一員として緑の保全活動、緑化活動への積極的な参加が求められます。このため計画実現化に向けた事業者の皆さんの役割として3つの事項を定めさせていただきました。1つ目は事業所の敷地や建物などの緑化と維持管理に取組むこと、2つ目は地域の歴史、風土に根ざした景観づくりに取組

み、敷地内の緑化空間を出来るだけ市民の皆さんに開放し、緑に囲まれた空間で市民と事業者の皆さんの交流を深めること、3つ目は地域社会の一員として緑化活動や清掃活動などを企画・開催・参加することで、市民の皆さんとの交流を通じ、緑化の推進に協力いただくことを事業者の役割とさせていただきます。最後に行政の役割でございます。行政は国や県などとの連携を図ると共に、市民や事業者の皆さんとの協力、連携を図りながら緑化の推進に向けた施策に取組む必要があります。更に、緑に関する情報提供に努め、市民や事業者の皆さんの緑化活動の支援を図ることが求められます。このため計画実現化に向けた行政の役割として4つの事項を定めさせていただきました。1つ目は公園緑地、道路など公共施設の緑化を推進すること、2つ目は緑化を進めるための財源を積極的に確保すると共に、国や県など関係機関との調整に努めること、3つ目は緑化に関する情報提供を積極的に推進すること、4つ目は緑化活動を支援するための仕組みづくりや多様な緑化活動への参加機会の提供を図ることを行政の役割とさせていただきました。

只今市民・事業者・行政の役割について説明させていただきましたが、行政はそれぞれ市民・事業者と協働しながら、市民と事業者は共に協力しながら緑の基本計画の実現に向けて取組んでまいります。以上でご説明を終わらせていただきます。

●河邑委員長

説明ご苦労様でした。只今の説明で、市民・事業者・行政がこういう形で緑の基本計画に取組んでいくということですが、役割の中身について何かご意見はありますか。

先ほど山之内委員のご質問にもございましたが、事業者の役割について、どのような形で知らせていくか、何か考えはありますか。

●石田課長補佐

情報提供としては、一般的な話ですが広報やホームページ、それから現在市ではアダプトに力を 入れてやっており参加される方が年々増えていますので、そのような機会を通じて情報を発信して いきたいと考えております。事業者の方については、開発になれば都市計画課が窓口となりますの で、申請のときにそのようなお話が出来ます。産業課でも企業とお話しするようなケースがありま すので、計画を策定した段階で機会を捉えて情報発信していきたいと考えています。

●河邑委員長

先ほど緑に関するイベントを開くというような話もありましたので、そういうところへ企業の皆 さんにも参加していただくというようなことは考えられるのですかね。

●石田課長補佐

行政が企画するイベントなどに参加していただくことももちろんですが、社会貢献の一環として 企業の皆さんにイベントを企画していただき、市民と協力し、イベントを実施していただくことも 考えられます。実際に企業からチューリップの球根を寄付したいというお話をいただき、単に配布 するだけでは効果が薄いということで、市民の皆さんに参加していただきチューリップの球根を植 えたという事例もあります。

●河邑委員長

他に何かご意見はありますか。

特にないようですので、市民・事業者・行政の役割につきましては、このような内容で進めてまいりますのでよろしくお願いします。

それでは次の「緑の基本計画 緑化重点エリア」について事務局より説明をお願いします。

●石田課長補佐

それでは、「緑の基本計画 緑化重点エリア」について、ご説明させていただきます。 お手元の資料は、資料 4 緑化重点エリアになります。

市民の皆さんが緑を身近に感じることで、緑に対する豊かさが高まります。このため、市民アンケートやワークショップを通じて緑化推進の必要性が高かったエリアを緑化重点エリアに設定し、優先的に緑化や緑地の保全に取組み、その動きを更に市内全域へ広げていくためのきっかけづくりとします。あわせて、緑豊かな清須のイメージも高めていくものです。

緑化重点エリアは、庄内川・新川・五条川の河川空間、清洲城・貝殻山貝塚周辺、美濃街道沿道、 鉄道駅周辺の4つのエリアで、緑の基本計画では、それぞれエリアごとに緑化及び緑地保全の方針 と具体な施策を掲げ取組んでまいります。詳細についてご説明させていただきますので、よろしく お願いします。

皆様、前方のスクリーンをご覧ください。

●策定業務受託者 尾上

それでは緑化重点エリアについてご説明します。

緑の基本計画では、公園緑地の整備・保全及び緑化を重点的に推進し、その動きを市内に広げていく役割を持つエリアとして緑化重点エリアを設定し、それぞれのエリアにおける緑化及び緑地保全の方針と施策を立てることとしました。

緑化重点エリアには、緑化の推進における住民意識が高いエリアとして河川空間、清洲城・貝殻 山貝塚周辺、美濃街道沿道及び鉄道駅周辺の4つのエリアを選定し、それぞれに実施施策を検討し ました。

それでは、それぞれの実施施策についてご説明します。

河川空間における実施施策としては庄内川新川緑地、庄内緑地、庄内川西枇杷島緑地については 都市計画決定がされていることからこれらの整備を推進します。

みずとぴぁ庄内及び周辺河川敷の利活用を「清須かわまちづくり協議会」にて推進すると共に、 清掃、植生回復、環境学習などの活動を支援します。

新川については散策路の延伸整備、散策路に生物を紹介する看板を設置するなどの環境整備を推進し、散策路での花植えや清掃活動など美化活動を支援します。

五条川では、桜並木の再生、水辺の散策路、多自然型護岸の整備など、五条川ふるさとの川整備 計画に基づく事業の推進に努め、五条川春日緑地の整備を推進します。

全般として、多様な生物が暮らせるような河川敷の環境保全に努めます。

河川の源流・上流域との交流を促進し、流域一体で環境保全に取組む気運を高めます。

新川、五条川及びその周辺施設の利活用を進める仕組みを検討します。

河川敷の散策路を活用したイベントなど、河川空間における交流機会を提供します。

地震等における緊急避難通路として活用できる河川敷の散策路整備を目指します。

次に、清洲城、貝殻山貝塚周辺の実施施策として、清洲城周辺施設の施設緑地を保全すると共に 施設緑地の拡充に努めます。

清洲城周辺施設及び貝殻山貝塚間のルートの環境整備として、誘導・案内看板の設置、休憩施設の整備などに努めると共に、レンタサイクルを検討します。

清洲城周辺施設の景観を保全するため、桜などの樹木や樹林地の適正な維持管理を進めると共 に、周辺施設に隣接する地域の景観の維持・向上に向けた指導に努めます。

貝殻山貝塚の施設緑地の保全と拡充を図ると共に、利活用を考慮した公園の再整備を県に働きかけます。

アダプトなどにより清洲城及び貝殻山貝塚周辺の清掃・緑化活動を促進するため支援します。

清洲城及び貝殻山貝塚周辺における家屋等の緑化と農地、樹林地などの適正な維持管理を周知すると共に指導に努めます。

清洲城及び貝殻山貝塚でのイベントなどの交流機会、学習活動の機会の提供に努めます。

清洲城及び貝殻山貝塚を観光資源として活かすため、ガイドボランティアなどの人材を育成します。

美濃街道沿道における実施施策としては、美濃街道沿道の景観形成に向けて、市民のまちづくり 意識を高めると共に、活動する団体に支援を図りながら活動の輪を広げます。

美濃街道沿道の空地、空家にポケットパーク、植樹スペースを整備すると共に、沿道家屋の庭、ベランダ、屋上、駐車場などの緑化を推進し、フラワーポットの設置を奨励して沿道の緑化に努めます。

美濃街道沿道の家屋などに景観に配慮したのぼりの設置や室外機、ポストなど沿道から見える部分を木で囲うなど歴史景観が感じられる工夫を市民と協力しながら進めるなど、沿道の景観形成の向上に努めます。

美濃街道周辺の散策路整備を進めるため、市民協働により散策路沿いの緑化に努めます。

美濃街道及び街道周辺の散策路に歴史遺産を紹介した誘導・案内看板を設置するなど散策路の環境整備に努めます。

美濃街道沿道の公共施設や空町家などの利活用を検討します。

美濃街道沿道の歴史遺産を紹介するガイドボランティアなど人材育成を進めます。

最後に鉄道駅周辺における実施施策はJR枇杷島駅、尾張星の宮駅、名鉄須ケロ駅・新清洲駅における駅前広場及びアクセス道路の植栽帯など公共空間の緑化を推進すると共に、適正な維持管理に努めます。

JR清洲駅周辺の駅前広場及びアクセス道路の整備にあわせ、緑化を推進すると共に、適正な維持管理に努めます。

名鉄西枇杷島駅・下小田井駅・二ツ杁駅・新川橋駅・丸ノ内駅の駅舎や駅周辺の道路、街路灯などの意匠を工夫するなど公共空間の景観形成に努めます。

駅周辺家屋や商店街などの協力のもと、駅につながる沿道家屋などの庭、ベランダ、屋上などの 緑化を推進し、フラワーポットの設置を奨励し、沿道の緑化に努めます。

駅周辺の公共施設の緑化について率先して取組むと共に、駅周辺の緑化を誘導するため、緑化指

導に努めます。

駅前広場及びアクセス道路の植栽帯など公共空間の緑化の維持管理を市民と協働して行う仕組 みづくりを検討し、適正な維持管理に努めます。

以上でご説明を終わります。

●河邑委員長

ご苦労様でした。重点エリアについて具体的な施策が示されましたが、何かご質問、ご意見はありませんか。

この施策はどのくらいの期間で実現するというような目標はありますか。

●石田課長補佐

長期構想としては平成40年が目途であり、それまでに実現していくことになります。どのように進めるかについては全庁で取組んでいかなければならないので、関係各課で今後は実施に向けた計画を考えたうえで、緑の基本計画が実現できるよう取組んでまいります。

●小川(興)委員

実施計画のようなものは作成されますか。予算も必要だとは思いますが。

●石田課長補佐

財源を必要とするようなこと、課題の多いことにつきましてはすぐに取りかかるということも出来ません。効果を考えて、出来るところから関係各課にて取組んでいければと考えています。

●小川(興)委員

長い計画ですから予算の中でどのように取組んでいくかということを考えることになるのでしょうね。

●石田課長補佐

このような計画をつくるときには庁内の中で理解を深めることが重要なので、計画を職員に周知 し、それぞれの部署で何をしなければならないかをまず考えていただくのが最初の仕事であると考 えています。

●小川(禎)委員

計画はよく出来ていると思いますし、出来るところからやっていくということでよいと思いますが、資料3のところで空町家の利用ということがありますが、美濃街道でいいますとあっという間に歯抜けが出来まして、空家が消えてしまいます。緑化ではなくても残して行かなければならない遺産については手当てをして行く必要があると思います。先日福祉の勉強で訪れた長浜市では民家に歯抜けがないんですよ。空家がなくてよいことだと思い理由を尋ねたところ、空家なんだけれども壊さないようにしているということでした。

それから別の件ですが、この冊子はカラーで見やすいですけれども、意図的に色を決めてみえる

のですか。出来ることであれば行政の色はこれ、市民の色はこれというように統一してみてはどうかと思いますが。これだけ膨大な資料なので市民の皆さんにこれは出来ないと思わせてはいけないので、分かりやすいものにしていただけるとありがたいです。

●石田課長補佐

見せ方につきましてはもう少し時間がありますので、中身を決めてから検討させていただきます。市民の皆さんが見られたときにインパクトを与えるというのは非常に大事なことなので、基本的にはそれぞれの色に統一性を持たせ、見やすい基本計画にしたいと考えています。委員の皆さんにも良い考えがあればお聞かせくださるようお願いします。

●河邑委員長

愛知県から来ていただいております高木様、全体を通じて何かご意見がありましたらよろしくお 願いします。

●高木課長補佐(県公園緑地課)

大変よく出来ているとは思いますが、写真などにつきましては記述の内容と合致するようなもの を選んでつけていただけるとよいのではないでしょうか。

記述の中には景観についてのものも多くあり、私は景観についての業務に携わっておりますのでありがたいと思っております。美濃街道の景観についても記述がありますが、将来的には景観法に基づく景観行政団体になっていただいて景観計画というのをつくることも目指していただきたいと思います。美濃街道は名古屋から清須を通って稲沢、一宮から岐阜の方へ行くわけですが、名古屋市と一宮市はすでに景観行政団体になっておりまして、稲沢市もいずれ景観行政団体になりたいという話を聞いておりますので、出来れば清須市さんも負けないようにやっていただければ美濃街道沿線が全て景観行政団体になって、美濃街道の景観が守られるという印象を持ちました。

●河邑委員長

浅井様、何かございますでしょうか。

●浅井課長補佐(県尾張建設事務所都市施設整備課)

計画はしっかりできていると思いますが、先ほどのご意見にもありましたようにこの計画がすぐ やるものなのかそれとも少し先になるのかという点を明確にできないかなという印象を持ちまし た。今からだと少し難しいかもしれませんが、例えば短期的にはどれ、中期的なものはどれとかい うように少し分けることができれば市民の皆さんが見たときにこの計画はすぐに取組むのかどう かというようなことが分かると思います。

●河邑委員長

ありがとうございました。確かにどこまでをいつまでにということがあると良いですね。 他にご意見はございませんか。ないようですので緑化重点エリアについては只今皆様方からご発 言賜りました内容を踏まえ、進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、2つ目の議題であります「パブリックコメントの実施について」事務局より説明を お願いします。

●石田課長補佐

それでは、パブリックコメントについて、ご説明させていただきます。

清須市では、市民への説明責任を果たすと共に、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって 市民との協働による開かれた市政の推進を目的にパブリックコメントを実施しています。

パブリックコメントとは、広く公(パブリック)に、意見などを求める手続を言います。公的な機関が計画を策定する前、あるいは規則などを定める前に、その影響がおよぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、より良い行政を目指すものです。通称パブコメとも言います。

本市のパブリックコメントは、清須市パブリックコメント手続条例に基づき実施するもので、今回の緑の基本計画のように市の基本的政策を定める計画を策定する場合には、策定しようとする施策等の趣旨、目的、内容等を原則30日以上の期間、広く市民、これは市内に住所を有する方、市内に事業所を有する方、市内にお勤めの方、在学する方をさしますが、市民に公表し、意見を求めなければなりません。市民の皆さんからご意見が提出された場合は、意見の概要と意見に対する市の考え方を公表するものです。そして、計画に反映するべき意見があれば、きちんと計画に反映するもので、これら一連の手続きが本市のパブリックコメントの手続となります。

お手元の資料5をご覧ください。

次に、清須市緑の基本計画(案)におけるパブリックコメントの概要についてご説明いたします。 募集案件は「清須市緑の基本計画(案)」の内容に対する意見で、募集期間は平成22年12月 27日(月)から翌23年1月31日(月)を予定しています。

計画(案)の公表については、都市計画課、市内各市民サービスセンターで閲覧を行うほか、市ホームページにて掲載を行います。

計画(案)に対して意見を提出できる方、応募資格者は、先ほど申しましたとおり、市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内の事業所等に勤務している方、市内の学校に在学している方が対象となります。意見の提出方法については、意見書を都市計画課及び市内各市民サービスセンターに持参していただくか、あるいは郵送、ファックス、メールにて都市計画課宛に送付していただくかたちとなります。

提出されたすべての意見については、一定期間、意見の概要とそれに対する市の考え方を沿えて、 公表をさせていただくと共に、計画に反映するべき意見については本計画に反映してまいります。 以上、パブリックコメントについてご説明を終わらせていただきます。

●河邑委員長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

●石田課長補佐

先ほど報告書に掲載する写真のお話がございましたが、写真につきましては最終版を作成するま

でに再度検討して掲載したいと考えておりますのでご承知いただきますようお願いします。

それから、本日の策定委員会の結果を受けましてパブリックコメントを年内に実施したいと考えておりまして、本日いただきましたご意見につきましては事務局のほうで責任を持って修正させていただいたうえで委員長の承認をいただいて公開し、皆様には修正した内容を改めて配布させていただくということでご承認をいただきたいのですが、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

もう1点、次回の策定委員会につきましては、パブリックコメントを1月末まで実施し、結果の 整理等を行ったうえで開催させていただきますので2月末ごろになると思います。よろしくお願い いたします。

●河邑委員長

パブリックコメントの実施要領及び事務局から話のありました修正方法につきましてご意見・ご 質問はございますか。

ご意見・ご質問もないようですので、ただいま説明のあった方法で進めてまいります。よろしく お願いいたします。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。委員の皆様には、ご熱心にご審議い ただきまして、ありがとうございました。

●佐藤課長

長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、第3回清 須市緑の基本計画策定委員会を終了いたします。

本日は、お忙しい中、大変ありがとうございました。